

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	●金融商品取引業等に関する内閣府令全般	
1	金商法施行令第1条の8の6第1項2号により、プロ間の非有価証券関連の店頭デリバティブ取引は金融商品取引業から除外されているため、第1種金融商品取引業者又は登録金融機関が行う特定店頭デリバティブも金融商品取引業から除外されているという理解でよい。 金商業から除外されている店頭デリバティブ取引については、金商法40条の7の電子取引基盤の使用義務も適用されない、という理解でよい。	金商法施行令第1条の8の6は金融商品取引業から除かれるものを規定していますが、店頭デリバティブ取引のうち、電子情報処理組織を使用して行う特定店頭デリバティブ取引等についてはその規定から除かれているため、金融商品取引業に含まれます。 なお、特定店頭デリバティブ取引を行う場合には、電子情報処理組織を使用して行わなければならないとされています(金商法第40条の7)。
	●電子情報処理組織の使用義務等	
2	今般の政令案の根拠となる改正後の金融商品取引法第40条の7において義務付けられる電子情報処理組織の使用とは、取引を電子情報処理組織に記録することを指すのか、あるいは実際に電子的情報処理組織により執行することを指すのかを確認したい。 どちらを指すかにより、業務面やシステム面の対応が大きく異なるが、今般の政令案でも明示的な定義がなされていないことから、電子情報処理組織使用義務を履行するために求められる要件を確認するものである。	金商法第40条の7第1項等における「店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用」して店頭デリバティブ取引等を行うことは、店頭デリバティブ取引の業務の用に供する電子情報処理組織において、単なる取引の記録等だけではなく、店頭デリバティブ取引にかかる契約の主要な要件について内容を合致させることが求められることを示します。
3	電子取引基盤運營業務の提供者として金融商品取引業者登録を行うにあたり、電子的自動オーダーマッチングシステムを提供することが必要不可欠な条件となるのか。	
4	取引価格の決定方法として「顧客の間の交渉」に基づく価格を用いる方法による場合に、金商法40条の7第1項の「電子情報処理組織を使用して行わなければならない。」という義務を果たすためには、顧客は、電子取引基盤上で何を行う必要があるのか。一方当事者が交渉結果を電子取引基盤に入力すれば足りるのか。 それとも、一方当事者が交渉結果を電子取引基盤に入力	

	し、相手方当事者がそれを電子取引基盤上で承認(承諾)する必要があるのか。	
5	金商業等府令改正案第45条第7号ト又は第232条の4第1項第12号に基づき業務の内容及び方法として提出する「取引価格の決定方法及び取引の成立の時期」の記載内容により、貴庁が、電子取引基盤運営業務を行う金商業者登録、又は、電子店頭デリバティブ取引等業務の許可をした場合、金商法第40条の7第1項に定める電子情報処理組織使用義務を負う金融商品取引業者等が当該内容に従って業務の運営(つまり、特定店頭デリバティブ取引)を行う限り、金商法第40条の7第1項「電子情報処理組織を使用して行わなければならない。」及び、金商法施行令第1条の8の6第1項第2号「電子情報処理組織を使用して行うものに限る。」における「電子情報処理組織の使用」を遵守している、との理解でよいのか。	「店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用」して店頭デリバティブ取引等を行うことは、電子取引基盤運営業務を行う者が提供する電子情報処理組織を利用し、当該電子情報処理組織上において店頭デリバティブ取引にかかる契約の主要な要件について内容を合致させることを求めていることを示します。
6	電子情報処理組織とは、金商業等府令改正案第8条第6号ト(6)(7)にその要件を規定するような pre-trade や trade execution のための用に供されているシステムであり、単に post-trade 処理のみを行うようなシステムや電子メールなどは含まれない(例えば、取引執行後にコンファメーションを電子メールで取引相手に送ることは該当しない)という理解でよいのか。	ご理解のとおりです。 電子情報処理組織の使用により取引前の価格の透明性の確保等が求められることから、電子情報処理組織にはそれらを果たす機能が求められております。 したがって、単に post-trade 処理のみを行うようなシステムや電子メールなどは含まれません。
●対象者		
7	清算集中義務に係る閾値については、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条の2に届出及び公表が措置されているが、本条の閾値に係る届出や公表は別途措置されるという理解でよいのか。 仮に措置されず、金融商品取引業者等による確認が期待されているのであれば、「取引の状況その他の事情から合理的に判断して店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額が6兆円未満であると見込まれる者」というような修正をお願いしたい。	電子取引基盤利用義務の開始前に、清算集中義務の店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額が3,000億円以上の者のリストについては当庁のホームページ上での公表が予定されており、電子取引基盤の利用義務対象者は、このうちの一部の者に限られることや個々の取引の際に確認すれば足りると考えられること等から、公表及び文言の修正を行う予定はありません。
8	金商業等府令改正案第125条の7第2項第3号に掲げられる取引は特定店頭デリバティブ取引には該当しないため、6兆円の閾値を超える金融商品取引業者等が本邦の金融商品取引業者ではない海外の金融機関と同条の第1項に掲げる取引を行う場合は、特定店頭デリバティブ取引には当たらないという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。 特定店頭デリバティブ取引に該当しない場合(例えば、取引当事者の一方が金融商品取引業者でない取引等)については、金商法第40条の7に規定する電子取引基盤の使用義務及び公表義務は課されません。

	したがって、当該金融商品取引業者等が海外の金融機関と同条第1項に掲げる取引を行うにあたっては、電子取引基盤における執行義務はないという理解でよい。	
9	取引の当事者の一方が、電子情報処理組織の使用義務対象者であって、もう一方が使用義務対象者でない取引は特定店頭デリバティブ取引に該当しないことから、金商法第40条の7第1項及び第2項で定める電子情報処理組織の使用義務及び公表義務は課されないという理解でよい。	
10	ある時点のマーケットの中心値で取引をしたいと考える顧客から電子的に注文を受け、電子的に取引執行出来るシステムを提供する場合、当該行為は電子取引運營業務に該当するか。 また、特定店頭デリバティブ取引について当該システムを用いた場合、法令上の電子情報処理組織の使用義務を果たしたといえるか。	特定店頭デリバティブ取引の媒介等を業として行う場合には電子取引基盤運營業務に該当しますが、マーケットの中心値が電子情報処理組織その他電子的方法により執行可能な気配として公表され、その価格に基づき、契約の主たる部分について電子情報処理組織上で合致できる電子情報処理組織であれば使用義務を果たします。
●対象取引		
11	「金融庁長官が指定するもの」とは、具体的には「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第2条第1項及び第2項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件」第2条規定の取引のうち、電子取引基盤運營業務を行う金融商品取引業者及び電子店頭デリバティブ取引等許可業者(以下、「電盤業者」)が取り扱う範囲に留まるとの理解でよい。 仮に、電盤業者が取り扱う範囲を超えて指定された場合には、日本において取引が執行できなくなるとの理解でよい。	「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」において清算機関を通じて清算される取引を対象とすることが適当とされていたところ、具体的な対象取引の範囲等については、今後告示で指定する予定です。
12	告示指定において、円金利スワップのうち、標準化され、かつ、本邦市場において市場流動性が十分にある商品に、対象を限定していただきたい。 上記の観点から、米国 CFTC 規制の例にならい、例えば、取引の開始日、金利受け払い周期、変動金利指標、日数計算、満期日、休日規定等の詳細にかかる適切な特定を行っていただきたい。 また、オプション性のある商品、及び、想定元本が変動する商品(例:アモチ付スワップ)等、を対象外とすることを告示において明確にいただきたい。	

13	取引の一部に義務の対象となる商品を含む、いわゆる「パッケージ取引」については、本規制の施行時点において対象外としていただきたい。 「パッケージ取引」を将来的に義務の対象とする際には、取引の遮断を防ぐため、市場参加者、電子取引基盤運営業を行うもの、及び、(清算集中義務の対象になる場合)中央清算機関の準備・対応状況を踏まえて慎重に対応すべきものとする。	
14	パッケージ取引の取り扱いに関しては、引き続き市場参加者の準備・対応状況を踏まえて慎重に対応していただきたい。 また、今後検討される際には、流動性が十分でないリスクが含まれるパッケージ取引は対象から外していただきたい。	
15	金商業等府令改正案の別表(第125条の8関係)の公表事項から察するに、電子取引システムの使用義務に係る取引行為には、新規の成約は含まれ、既存契約の変更、解約・早期終了は含まれないとの理解でよい。もしも含まれているならば、電子取引基盤運営業務を行う金融商品取引業者及び電子店頭デリバティブ取引等許可業者が取り扱う範囲には現状既存契約の変更、解約・早期終了が含まれていないため、既存契約の変更、解約・早期終了などが不能となるような事態を回避するべく、除外していただきたい。	電子情報処理組織の使用義務の対象となる取引については、個別取引の実態や経済的効果に鑑み、電子情報処理組織の使用義務の対象である取引が新たに行われたと言える場合には、当該取引は電子情報処理組織の使用義務の対象となります。
16	金商法第40条の7第1項の「特定店頭デリバティブ取引を行う場合には」という文言から、既存取引の解約、一部解約、及び、条件変更は、同項に規定する内閣府令で定めるものに該当しない、との理解でよい。	
17	特定店頭デリバティブ取引に、店頭デリバティブ取引の解約及び変更は含まれないことを明らかにしていただきたい。	
18	複数の市場参加者間を対象としたポートフォリオ・コンプレッション・サービス等に伴い、リスク額の調整のために実施する新規の代替取引を、金商法第40条の7第1項に規定する内閣府令で定めるものに該当しないものとして頂きたい。	「コンプレッション・サービス」等の具体的内容が明らかではありませんが、「コンプレッション・サービス」等の取扱いについては、電子取引基盤の使用により求められる取引の透明性の確保や清算集中義務等の他の店頭デリバティブ取引規制における取扱い等も含め検討を行い、必要に応じて告示で指定する等の対応を図っていく予定です。
19	特定店頭デリバティブ取引に、ポートフォリオ・コンプレッションの際に、既存の取引の変更の代替として当該既存取引の全部解約と共に締結される店頭デリバティブ取引を含まれないことを明らかにしていただきたい。	

20	特定店頭デリバティブ取引に、ポートフォリオ・コンプレッションの実行により締結される店頭デリバティブ取引は含まれないことを明確にしていきたい。	
21	JSCC で清算された取引を対象とするポートフォリオ・コンプレッションの実行の際に既存取引の変更の代替として、当該既存取引の全部解約と共に締結される店頭デリバティブ取引(清算参加者と清算委託者の間で自動的に締結される取引を含む)を含まないことを明らかにしていきたい。	
●業務の内容及び方法		
▼運営業務の一部又は公表に係る業務の一部委託		
22	金商業等府令改正案第 125 条の8に定める公表は、電子取引基盤運営業務を行う金融商品取引業者又は電子店頭デリバティブ取引等許可業者自らが行う他、電盤業者が委託する第三者機関に行わせることが可能との理解でよい。 米国においては公表の実務は Trade Repository が行っており、海外の業者が電子店頭デリバティブ取引等の許可を得るにあたり、また、金融商品取引業者が海外のシステムを導入して電子取引基盤運営業務を行うにあたり、参入障壁とならないよう措置いただきたい。	ご理解のとおりです。 金商業等府令第 125 条の8に定める公表について、市場関係者等の誤認防止を図る等の観点から業務方法書への記載義務や監督指針の遵守等を満たす限りにおいて、電子取引基盤運営業者が業務を第三者へ委託することは認められます。
23	電子取引基盤運営業者から外部委託を受けて金商業等府令改正案第 125 条の8に基づく取引後の公表業務の一部を行う場合、委託先に、電子取引基盤運営業者としての登録は不要という理解でよい。	取引後の公表業務の一部のみを行う場合には登録は不要と考えますが、委託される業務内容等に照らして実質的に判断して、当該者が当該電子取引基盤運営業務を行っている主体であると認められる場合には、金融商品取引業者等としての登録又は電子店頭デリバティブ取引等許可業者としての許可の取得が求められます。
24	金商業等府令改正案第8条第6号ト(3)等に電子取引基盤業務の一部または公表に係る業務の一部を他の者に委託する場合の記載があるが、例えば電子取引基盤運営業務は金融商品取引業者で行うが、第8条第6号ト(6)に規定されている売付け及び買付けの気配並びに取引価格その他価格情報を顧客に公表する方法を金融商品取引業者ではない媒介業務を行う者に委託する事はできるか。	「金融商品取引業者ではない媒介業務を行う者」や「業務の一部」の具体的内容が明らかではありませんが、電子取引基盤の導入により取引価格の透明性を確保するため、電子取引基盤運営業務の内容及び方法で電子的方法により顧客に売付け及び買付けの気配等を公表することを求めていることを踏まえれば、少なくとも当該業務の根幹をなすものについては、金融商品取引業者ではない媒介業務を行う者に委託することは困難であると考えられます。ただし、当該金融商品取引業者が実質的に当該業務を行っていると言える場合において、当該業務を実施するに当たって、情報端末などの他者が提供する情報通信手段を利用することは認められるものと考えます。

25	電磁的コンファメーションの送付及び取引の約定を MarkitServe 社などに委託することは可能か。	店頭デリバティブ取引にかかる契約の主要な要件について内容を合致させることを第三者に委託することはできませんが、取引執行後の業務の一部又は金商業等府令第 125 条の8に定める公表の業務の一部を他の者に委託することは認められます。
▼料金に関する事項		
26	金商業等府令改正案で定める業務の内容及び方法の「料金に関する事項」には、顧客が電子情報処理組織を利用する際の料金のみの記載で足りるのか。	料金に関する事項については、電子取引基盤運営業務に係る料金事項を記載することが求められます。 したがって、ボイスブローカーを通じて電子情報処理組織を利用した特定店頭デリバティブ取引を行った場合には、電子取引基盤運営業務に該当するため、料金事項を記載する必要があります。
▼気配や取引価格等を顧客に公表する方法		
27	電子情報処理組織その他電子的方法により取引の数量を明示する必要があるか。 また、電子情報処理組織その他電子的方法で公表する売付け及び買付けの気配とは取引可能な価格であり、参考値は公表する必要はないという理解でよいのか。	必ずしも数量の明示までは求めていませんが、電子情報処理組織その他電子的方法に基づいて公表される売付け及び買付けの気配については、取引の公正性・透明性の確保等から取引可能な価格であることが求められます。なお、参考値については公表する必要はありません。 また、趣旨の明確化のため、文言を一部修正しました。
28	金商業等府令改正案では業務の内容及び方法で「売付け及び買付けの気配並びに取引価格その他価格情報を顧客に公表する方法(電子情報処理組織の使用その他の電子的方法に限る。)」としているが、電子取引基盤運営業務を行うにあたり必ず求められ、ボイスブローカー経由でこうした価格情報を顧客に伝えるだけでは不十分か。	金商業等府令第8条第6号ト(6)における売付け及び買付けの気配等を顧客に公表する方法は電子情報処理組織の使用その他の電子的方法に限られるため、ボイスブローカー経由で電話等を用いて価格を伝えるだけでは取引価格の透明性の確保等の点から不十分と考えられます。
29	業務の内容及び方法の「売付け及び買付けの気配並びに取引価格その他価格情報を顧客に公表する方法(電子情報処理組織の使用その他の電子的方法に限る。)」について、別途規制(例えば電子情報処理組織への入力方法に関する別途の規制等)が設けられるのか。	売付け及び買付けの気配等を顧客に公表する方法(電子情報処理組織の使用その他の電子的方法に限る。)については、取引価格の透明性の確保等の観点から取引価格が電子的方法により公表されることが求められるものです。現時点においては、当該方法につき、今般の金商法施行令及び金商業等府令の改正案とは別途の規制を設けることは予定しておりません。
▼取引価格の決定方法		
30	金商業等府令改正案第 232 条の4により業務方法書に記載することが求められている「取引の成立の時期」や「取引価格の決定方法」については、具体的な要件が別途規定されるのか。また、その場合、その要件はどのような形で規定・周知されるのか。	現時点においては、取引の柔軟性を確保する等の観点から、さらに具体的な要件を規定することは予定していません。 もともと、「取引の成立の時期」については、当該電子取引基盤に参加する顧客の間で、発注から約定、確認を行う

31	「顧客の取引開始基準」として、どのような記載が求められているのか。電子取引基盤運営業者の参加者となる要件として規定されている要件があれば、ご教示いただきたい。	一連の取引フローにおいて、どの時点で取引が成立したことになるのか、明確であることが必要と考えられます。また、「顧客の取引開始基準」や「顧客の管理方法」については、
32	「顧客の管理方法」として、どのような記載が求められるのか。	円滑な取引を行うために各電子取引基盤運営業者が定める参加者が満たすべき基準や本人確認を適切に行う方法をはじめとした記載が求められると考えられます。
33	気配や取引価格を「顧客に公表する方法」の「公表」とは、電子取引基盤の利用者(＝顧客)に対して公表すればよく、パブリックなウェブサイト等で公衆に対して公表する必要はないという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。 気配等を「顧客に公表する方法」の「公表」は、参加者間の取引価格の透明性向上と市場規律や不正な取引の発見・抑止により、取引の公正性・透明性を確保するためのものであるため、ウェブサイト等での一般公表を求めるものではありませんが、すべての顧客に対して開示することが必要となります。
34	取引価格の決定方法として「顧客の間の交渉」に基づく価格を用いる方法による場合、交渉(3者への引合い)を、電子取引基盤上ではなく、ボイスで行うことが認められ、この際、電子取引基盤運営業者がボイスブローカーとして交渉を仲介することも許されるという理解でよいのか。また、顧客同士で直接ボイスにより交渉することも許されるという理解でよいのか。 仮に、顧客同士で直接ボイスにより交渉を行った場合、顧客は、交渉の結果決まった取引の内容(取引相手・取引価格)を電子取引基盤上で申告(入力)すれば足りる(＝他の引合いの相手方から受けた気配値等について電子取引基盤上で入力する必要がない)という理解でよいのか。すなわち、電子取引基盤運営業者は、「顧客が3者以上に引合いを出したこと及びその際に板に表示された気配値を提示したこと」について確認する義務はないという理解でよいのか。	ご理解のとおり、取引価格の決定方法として「顧客の間の交渉」に基づく価格を用いる方法による場合、交渉(3者への引合い)を、電子取引基盤上ではなく、ボイスで行うことが認められ、この際、電子取引基盤運営業者がボイスブローカーとして交渉を仲介することも許されます。 ただし、顧客同士で直接ボイスにより交渉を行った場合、仮に顧客が3者以上の引合いを行ったとしても、それをもって電子情報処理組織の使用義務を満たしたことにはなりません。 したがって、顧客同士で直接ボイスにより交渉を行った場合、顧客が3者以上の引合いしたかどうかの確認の義務は電子取引基盤運営業者には生じませんが、電子取引基盤運営業者自らは3者以上の引合いを行う必要があります。
35	府令案で規定する「取引価格の決定方法」の「顧客の間の交渉」について、三以上の他の顧客に対して売付け又は買付けの気配の提示を求めたところ、相手方が気配を提示しなかった場合には、別途他の顧客に気配の提示を求める必要があるのか。	当該要件は、三以上の者へ「気配の提示を求め」るものであり、これらの者が当該求めに応じて実際に気配の提示を行うことをも求めるものではありません。 したがって、他の顧客に対して売付け又は買付けの気配の提示を求めたにもかかわらず、提示がなかった場合には、さらに他の顧客へ求める必要はありません。
36	いわゆるシングルプラットフォーム形式をとる場合、自己(電子取引基盤運営業者)の他に2社の顧客に引き合いをかければよいのか。それとも、「三以上」とは自己(電子取引基盤運営業者)は含まないのか。	いわゆるシングルプラットフォーム形式においてもマルチプラットフォーム形式と同等の価格の透明性の確保等が求められますので、「三者以上」に自己は含まれません。

37	「三以上の他の顧客」が、お互いに親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等の関係にあることも許容されるという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。 我が国の市場規模に鑑み、いわゆるグループ企業に当たるか否かにかかわらず、電子取引基盤において顧客の希望又は利益に基づいて適切なものに引合いを行うべきものと考えられることから、特段の規定を設けていません。 ただし、実質的に見て同一の主体であるような場合には、異なる顧客とはなりません。
38	PTS の業務方法書と同様、「顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法」が業務方法書の記載事項とされているが、電子取引基盤運営業者がどのような役割を期待しているのか。電子取引基盤運営業者が提供する電子取引基盤上で契約の締結（執行）が行われるものの、その後の契約の履行段階に電子取引基盤運営業者が関与するのは困難ではないか。例えば、取引が清算機関で清算されなかった場合、電子取引基盤運営業者がどのような対処方法が考えられるのか。	電子取引基盤運営業者には、顧客の契約不履行が生じた場合に、当該取引の相手等に混乱が生じることのないよう、迅速に対処するための対処方針を事前に明確にすることが求められております。 なお、取引が清算機関で清算されなかった場合の対処方法については、市場関係者（電子取引基盤の運営業者とその顧客、委託先事業者、清算機関等）の間において整理・調整することが適切と考えます。
39	「不公正な取引の防止の方法その他の取引の公正の確保」について、電子取引基盤運営業者が、第1種金商業者等間の（金融商品取引業に該当しない）店頭デリバティブ取引について、不公正な取引か否かをチェックするのは困難ではないか。具体的に、どのような店頭デリバティブ取引を「不公正な取引」と想定しているのか。また、取引の公正を確保する体制として、どのような体制を想定しているのか。	「不公正な取引の防止の方法その他の取引の公正の確保」については、業務の内容及び方法に関する事項であり、電子取引基盤運営業務の範囲内の取引である特定店頭デリバティブ取引に限られます。 不公正な取引とは、金商法第 157 条に掲げられており、例えば「デリバティブ取引等について、不正の手段、計画又は技巧をすること」などが考えられます。 また、取引の公正を確保する体制として、具体的には法令上に規定される禁止行為の防止体制等があります。
40	「取引の公正の確保」に最良執行義務は含まれるのか。	最良執行義務については、金商法第 60 条の 14 及び金商法施行令第 16 条の 6 第 1 項第 2 号の規定において金商法第 40 条の 2（最良執行方針等）が準用されていないことから、「取引の公正の確保」に最良執行義務は含まれません。
41	清算機関との接続に関して、SEF は与信リミットを設ける等、取引執行時点におけるコントロールの導入が必要と考える。また、債務負担が行われなかった場合の対応に関して、所謂 Void のコンセプトは避け、取引の再提出が可能な枠組みが必要と考える。いずれも SEF によって対応の差が出てくることがないよう、一定のガイドラインをお示しいただきたい。	電子取引基盤の規制で求められるのは、取引がどの時点で最終化するかを顧客に対して明確化すること等であり、取引が清算の取次ぎ者もしくは清算機関により債務引き受けされなかった場合に係る対応の統一化のあり方は、電子取引基盤運営業者と市場参加者の間で整理・調整することが適切と考えます。

42	業務の内容及び方法の「取引価格の決定方法」に定める電子情報処理組織その他電子的方法により公表された自己又は顧客の売付け及び買付の気配に基づく価格を用いる場合、公表された自己又は顧客の売付け及び買付けの気配を顧客自らが電子情報処理組織上で叩く(取引価格を決定する)だけではなく、ボイスブローカーへの電話注文を通じて叩くことも認められるという理解で良いか。	店頭デリバティブ取引の業務の用に供する電子情報処理組織において、単なる取引の記録等だけではなく、店頭デリバティブ取引にかかる契約の主要な要件について内容を合致させることが求められますが、顧客自らが取引価格の決定に関する電子取引基盤の操作を行うことまでは求められておらず、電話注文を通じた顧客の指示に基づいて電子取引基盤運営業者が取引価格の決定に関する電子取引基盤の操作を代行することも許容されます。
43	府令の「取引価格の決定方法」の「顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法」の三者以上の引き合い等について、ボイスブローカー又は電子的方法の両方が可能であるという理解でよいか。 また、引き合いで他の顧客から提示された売付け又は買付けの気配を電子的方法により顧客に公表する必要があるか。	金商業等府令第8条第6号ト(7)(ii)に掲げる「取引価格の決定方法」の要件を満たすものであれば、ボイスブローカー又は電子的方法のいずれかによることも可能です。 また、当該規定では他の顧客に対して売付け又は買付けの気配の提示を求め、当該顧客に通知することは必要ですが、提示された価格を同号(6)により公表することまでは求めておりません。
44	「取引価格の決定方法及び取引の成立の時期」の記載内容としては、「口頭にて顧客間の取引合意を確認した上で、遅滞なく、取引価格及び取引内容(取引相手先・主要な経済条件)を電子情報処理組織に記録し、顧客間の取引成立にかかる確認を電子情報処理組織上で行う」方法を許容していただきたい。	事前に電話等の口頭による取引の調整を行うことについては、法令上求められる電子情報処理組織の使用義務及び取引価格の決定方法等を満たす範囲内で行うものは認められるところであり、当該行為を否定するものではありません。
45	必ずしも「あらかじめ取引価格及び取引内容(取引相手先・主要な経済条件)を電子情報処理組織に入力し、当該入力内容をもとに顧客間の取引合意を電子情報処理組織上で確認した上で、顧客間の取引成立にかかる確認を電子情報処理組織上で行う」方法のみに限定しないでいただきたい。	
●ブロック取引(改正金商業等府令第 125 条の8第2項に該当する取引)		
46	ブロック取引に該当する場合には電盤業者を使って取引を執行せず、例えば当事者間が電話で取引を行うことはできるか。 また、ブロック取引成立後に電子取引基盤運営業者が電子情報処理組織での執行・約定業務及び公表業務を請け負う事ができるか。	ブロック取引に関する「取引の価格決定方法」は金商業等府令第8条第6号ト(7)に限定はされませんが、電子情報処理組織を使用して取引を行う必要がありますので、ブロック取引について電話等で価格決定を行う場合であっても、契約の主要な要件につき電子情報処理組織上で合致する必要があります。また、金商業等府令第 125 条の8第2項に基づき、当該取引が行われた日の翌営業日までに公表する必要があります。
47	ブロック取引に該当しないものは全て電子取引基盤運営業者を通じて取引を行う必要があるか。	ブロック取引に該当するかしなくにかかわらず、金商法第 40 条の7に規定する電子情報処理組織の使用義務及び公表義務を果たす必要があります。

48	あるブロック取引を行おうとしたが取引の相手方が見つからず、結果としてブロック取引でない複数の相手方との取引となった場合(例:年限7年で150億円の取引を行おうとしたが、結果として75億円の取引が2件となる場合)、これらの取引はブロック取引に該当しないという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。 ブロック取引の相手方が見つからず、結果としてブロックでない取引を行う場合には、「取引価格の決定方法」に基づき取引を行い、速やかに公表する必要があります。
●取引の公表方法(金商業等府令第125条の8関係)		
49	金商業等府令改正案第125条の8第1項に規定する「特定店頭デリバティブ取引が行われた後、直ちに公表」の「直ちに」というのは、当日中の実務上可能な限り早期にという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
50	想定元本が定められた金額を超えた場合”翌営業日までに公表”というの、翌営業日の終了時までという理解でよいのか。	翌営業日中に公表することが求められます。
51	金商法第40条の7第2項に基づく公表の方法について、電子取引基盤運業者ごとに取引情報を公表する場合、公表される情報の統一性が失われ、結果として透明性が確保できなくなる恐れがあるため、一定の情報蓄積機関等を通じて公表するように公表方法を限定するべきではないか。	公表すべき事項については金商業等府令の別表で定められており、公表主体によって公表すべき事項に違いは生じないため、情報の統一性が失われる恐れは少ないと考えられることから、一定の情報蓄積機関等を通じて公表する方法に限定はしていません。
●その他		
52	電子店頭デリバティブ取引等業務の許可」にかかる申請・業務の内容及び方法等にかかる手続きは、全て日本語でかなりの量の様式・書類等を用意することを要件としている。例えば、国家間での代替的コンプライアンスや同等性の承認を条件とし、米国や欧州において運営している電子取引基盤業者(SEFやMTF/OTF)が個別に当該申請手続きをする要件から免除されるような制度を、国際規制当局間での議論をベースに創設していただきたい。また、一方では、本邦において、米国のSEFや欧州のMTF/OTFが、本邦の金融商品取引業者等を顧客として特定店頭デリバティブの媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合、金商法第60条の14の電子店頭デリバティブ取引等業務の許可から免除されるように規制の枠組みを整えとともに、他方では、米国や欧州規制当局に対し、電子取引基盤運営業務を行う金商業者が米国や欧州の金融機関を顧客としてサービスを提供する場合、SEFやOTF/MTFの登録義務から免除されるよう、国際規制当局間会合において交渉していただきたい。	米国や欧州等の諸外国の市場との一体性に配慮し、諸外国のSEF等がわが国の電子取引基盤運営業務に参入することが容易となるよう、電子店頭デリバティブ取引等許可業者の許可制度を整備したところです。引き続き、国際的な規制の調和に向けた議論を行ってまいりたいと考えています。なお、いただいた御意見を踏まえ、電子店頭デリバティブ取引等許可業者の許可申請に関して標準処理期間の規定を整備することとします。

53	外国の許可業者についてのみ、施行日前に許可申請及び許可ができるよう経過措置が定められているが、第1種金商業者となる電子取引基盤運営業者についても経過措置が必要なので(経過措置がない場合、改正後の登録申請書に基づく登録申請は施行日以降でなければならない)手当てしてほしい。	経過措置は設けませんが、貴重な御意見として、今後の執務の参考にさせていただきます。
54	ボイスブローカーを通じて特定店頭デリバティブ取引を行った場合には、注文伝票の作成は不要という理解でよいのか。	店頭デリバティブ取引の媒介又は代理の場合には、注文伝票の作成は不要となります(金商業等府令第158条)。
55	電子的方法により顧客の注文を受けることが可能な電子情報処理組織を用いた場合、注文伝票を当該組織の電磁的記録により作成することができるか。	注文伝票を作成する必要がある場合には、注文伝票を電磁的記録により作成することは可能であり、その場合、金商業等府令第158条第1項に掲げる事項を記載するほか、同条第2項第3号に掲げるところにより作成する必要があります。
56	金商業等府令改正案第158条の注文伝票で約定数量等の記載が求められているが、数量を明示しないものは注文として認められないのではないかと考えるが、この認識で合っているか。 もし、この解釈が合っているとすればボイスブローカーでの取引は第八条第六号ト(7)(ii)の顧客間の交渉による価格を用いる方法の扱いとなると考えるが、この認識で正しいか。	注文伝票の記載事項については、受注数量及び約定数量を記載する必要がありますが、数量がない場合にあっては、件数又は数量に準ずるものの記載が求められます(金商業等府令第158条)。 したがって、数量を明示しないからといって注文として認められないものではなく、電子情報処理組織上に価格情報等として公表することも可能なため、ボイスブローカーでの取引が、すべて金商業等府令第8条第6号ト(7)(ii)の顧客間の交渉による価格を用いる方法の扱いとなるわけではありません。